

# 高知県地域防災力維持確保

## 対策検討委員会

( 検 討 素 案 )

( H25. 10. 28 段階 )  
未定稿

## 報 告 書

平成25年 月

# 目 次

はじめに	1
高知県地域防災力維持確保対策検討委員会委員名簿	2
<b>I 県内建設業を取り巻く状況について</b>	<b>3</b>
1. 公共事業費の推移と県内建設業許可業者数の比較	3
2. 建設業就業者数の減少・高齢化	4
3. 建設業者の小規模化	6
4. 県内建設業者の状況	7
5. 県内建設業者の経営状況	8
<b>II 地域防災力を維持・確保していくための方策について</b>	<b>9</b>
1. 行政と建設業との連携の強化	10
① 災害時の対応を迅速かつ的確に行うための方策	10
ア 行政と建設業の役割分担の明確化	10
イ 作業の優先順位	11
ウ 発注方法のあり方	12
エ 連絡体制の構築	13
オ 通信手段の確保	14
カ 重機、資材の確保	15
② 建設業者の災害対応力の向上のための方策	16
ア 災害協定に基づく合同訓練	16
イ 重機リース会社との提携	17
ウ 他県の建設業者との連携	18
エ 建設業者のBCPの策定促進	19
2. 地域をよく知る建設業者の確保	21
① 経営安定化のための方策	21
ア 地域に貢献する企業の評価	21
イ 新たな入札契約方法	23
ウ 事前防災・減災に対応した企業のあり方	24
エ 新分野への進出	25
オ 業界再編の動向	27

② マンパワーを確保するための方策	28
ア 若年入職者の確保	28
イ 雇用環境の改善に取り組む建設業者の評価	30
ウ 通年発注できる仕組みづくり	31
Ⅲ 今後求められる建設業者の将来像	32
おわりに	33
高知県地域防災力維持確保対策検討委員会日程	34

### 〈 資 料 編 〉

・ 協定に対する評価について	1
・ 高知県の道路啓開における取り組み	2
・ 衛星携帯電話の保有状況	3
・ 高知県建設業BCP認定審査要領（抜粋）	4
・ 経営事項審査・入札参加資格審査・総合評価方式の評価の概要	5
・ 建設業新分野進出実態調査結果（抜粋）	8

## はじめに

高知県は、急峻で脆弱な地形的・地質的条件と厳しい気象条件により、自然災害を受けやすい風土にあり、これまで何度も自然災害に見舞われてきた歴史がある。

平成23年3月に発生した東日本大震災の未曾有の被害を教訓として、今後確実に発生すると言われていた南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時において、県民の安全・安心を確保していくことが求められている。

実際に災害が発生した際には、地域の建設業者は、応急対応から復旧・復興といった各段階において、必要不可欠な存在として、最前線での活躍が期待されている。

その一方で、建設業者を取り巻く経営環境は、これまでの公共投資の大幅な減少や新規就業者の減少など、ますます厳しさを増しており、経営体力が弱体化した業者が増加している状況となっている。

もし、このまま建設業界全体が疲弊していけば、地域をよく知る建設業者が減少し、地域の防災力が失われてしまうことが懸念される。

そのような状況を背景として、本検討委員会では、特に大規模災害発生直後の初動対応期から本格復旧期に至るまでの間の対応を中心として、地域防災において建設業が果たす役割とその課題を整理することとした。

この課題整理には2つの視点が考えられる。

まず、一つ目として、実際に災害が発生した際に、行政機関と建設業界が連携して迅速に対応するための仕組みを事前に整備しておくという視点である。

次に、二つ目として、いかに仕組みを整備しても、その地域に建設業者がいなければ、応急対応や復旧などが行えないことから、実働を担う建設業者を確保するという視点である。

この2つの視点を大きな枠組みとして、地域防災力を維持・確保していくための方策を検討したものである。

## 高知県地域防災力維持確保対策検討委員会 委員名簿

大年 邦雄	高知大学教授（委員長）
大西 勝也	黒潮町長
仙頭 ゆかり	安芸市自主防災組織連絡協議会副会長
高橋 淳一	高知県商工会議所連合会専務理事
中野 晋	徳島大学大学院教授 環境防災研究センター 副センター長
西野 精晃	高知県建設業協会副会長
藤山 究	四国地方整備局技術調整管理官
宮田 喜弘	高知県建設業協会総務委員会委員長
渡邊 法美	高知工科大学教授

# I 県内建設業を取り巻く状況について

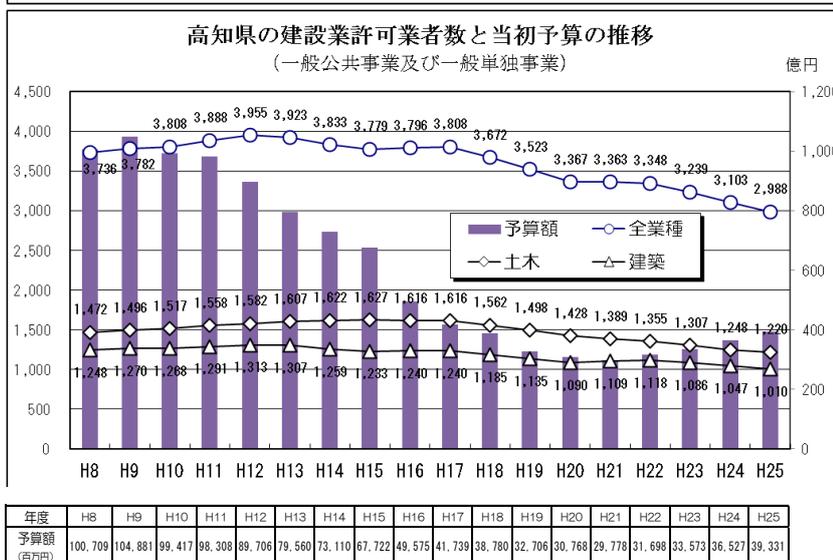
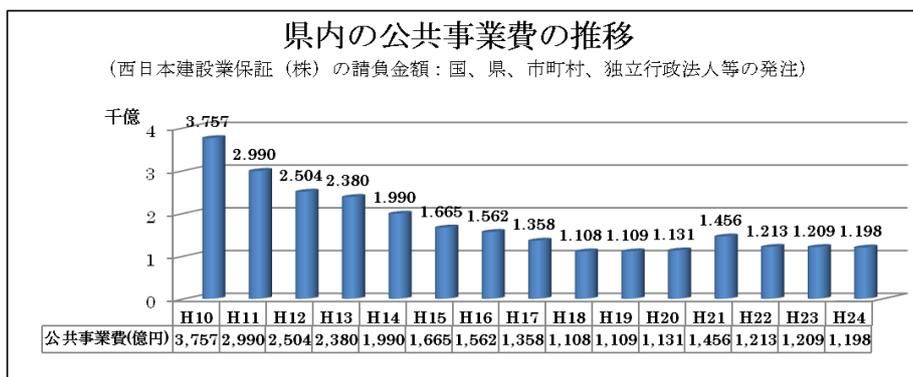
## 1. 公共事業費の推移と県内建設業許可業者数の比較

高知県内の国・県・市町村等が発注している公共事業費の推移を、西日本建設業保証会社の保証請負金額で見た場合、平成10年には、3,757億円あった公共事業費が、平成24年には、1,198億円と、31.9%にまで落ち込んでいる。

平成25年度に関して言えば、現政権による経済対策を受け、高知県においても公共事業費は大きく増加しているが、中長期的に公共事業が増加していく可能性は少ないと言わざるを得ない。

高知県における土木部の当初予算と県内の建設業許可業者数を比較してみると、土木部予算は、平成9年度の1,048億円をピークに、平成21年度が一番少なく297億円と、平成9年度の28.4%にまで下落しており、その後多少の増加はあるものの、平成25年度でも393億円にとどまっている。

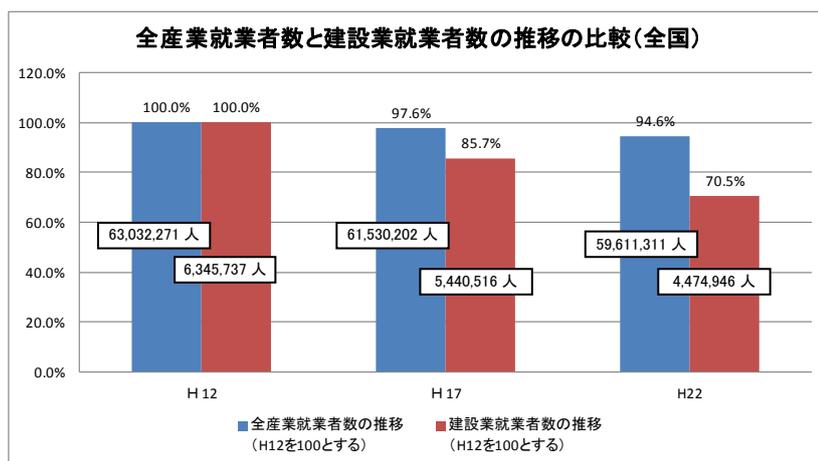
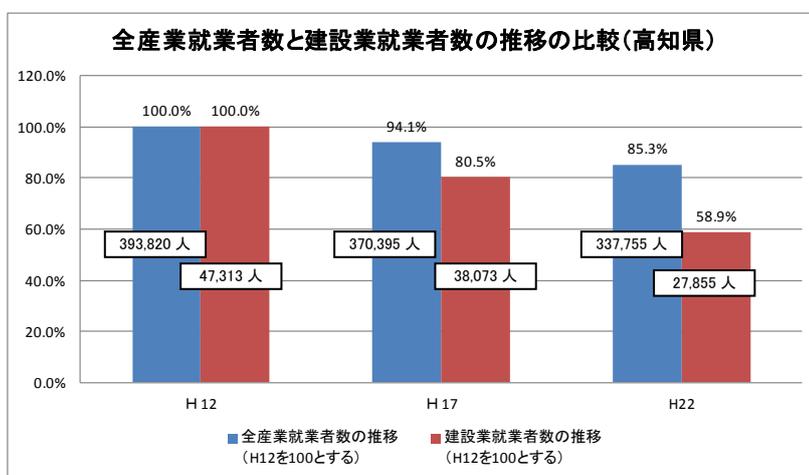
一方、建設業許可業者は、平成12年の3,955社をピークに、平成25年では2,988社で、ピーク時の75.5%と公共事業費に比べて減少は緩やかであり、公共事業費に対して建設業者数の過剰感は否めない。



## 2. 建設業就業者数の減少・高齢化

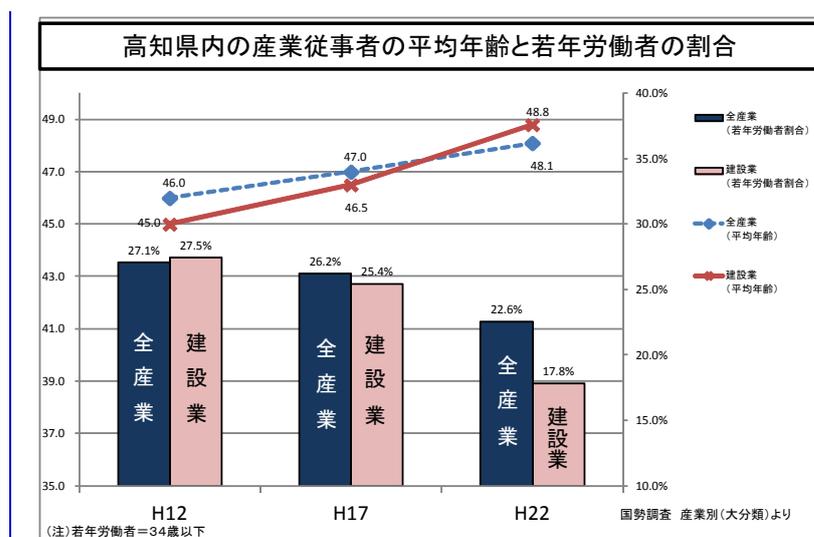
国勢調査を元に、平成12年、17年、22年の高知県の建設業就業者数の推移をみると、平成12年の47,313人に対し平成22年は27,855人と、10年間で58.9%にまで減少しており、全産業の平成12年対比、85.3%に比べ大きく減少している。

また、全国の建設業就業者数の推移をみても、高知県と同じく建設業が全産業に比べ大きく減少しているが、平成12年対比における平成17年では、高知県が80.5%、全国が85.7%、平成22年では高知県が58.9%、全国が70.5%となっており、高知県が全国に比べ大きく減少している。



建設業従事者の平均年齢をみると、平成12年の45歳に対し平成22年は48.8歳と3.8歳増加しており、全産業の2.1歳に比べて高齢化が進んでいる。

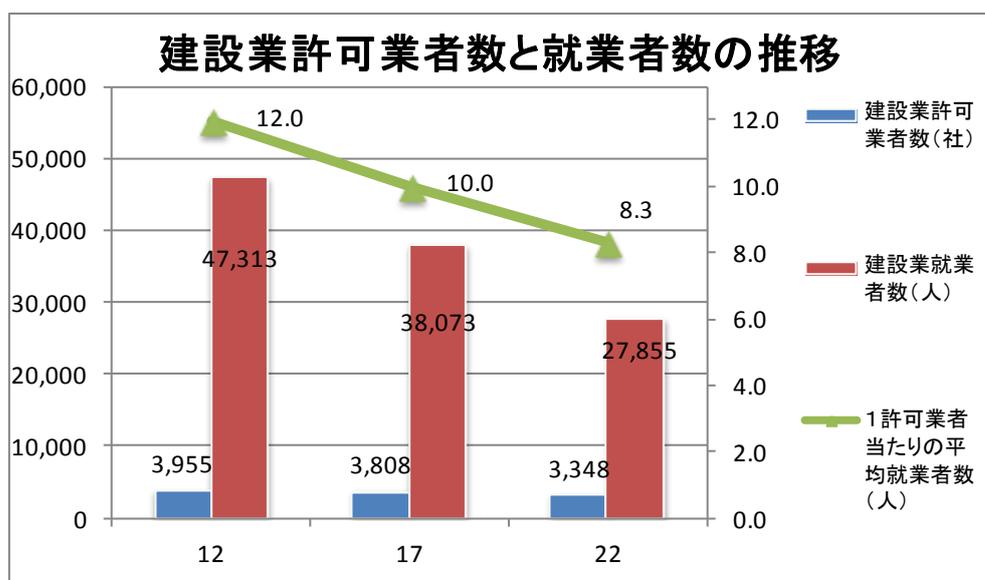
一方で34歳以下のいわゆる若年建設労働者についても、建設業従事者全体に占める割合は、平成12年の27.5%に対し、平成22年は17.8%と大きく低下しており、全産業の若年労働者の割合が27.1%から22.6%と5ポイント程度の低下であることから、建設業の若年労働者の減少が倍のスピードで進んでいるということもできる。



### 3. 建設業者の小規模化

総務省の「事業所・企業統計調査」によれば、平成11年と平成18年を比較した場合、従業者10人以上の中規模建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加しており、その傾向は東京・大阪などの大都市圏に比べ、高知県を含んだ地方圏で顕著とされている。

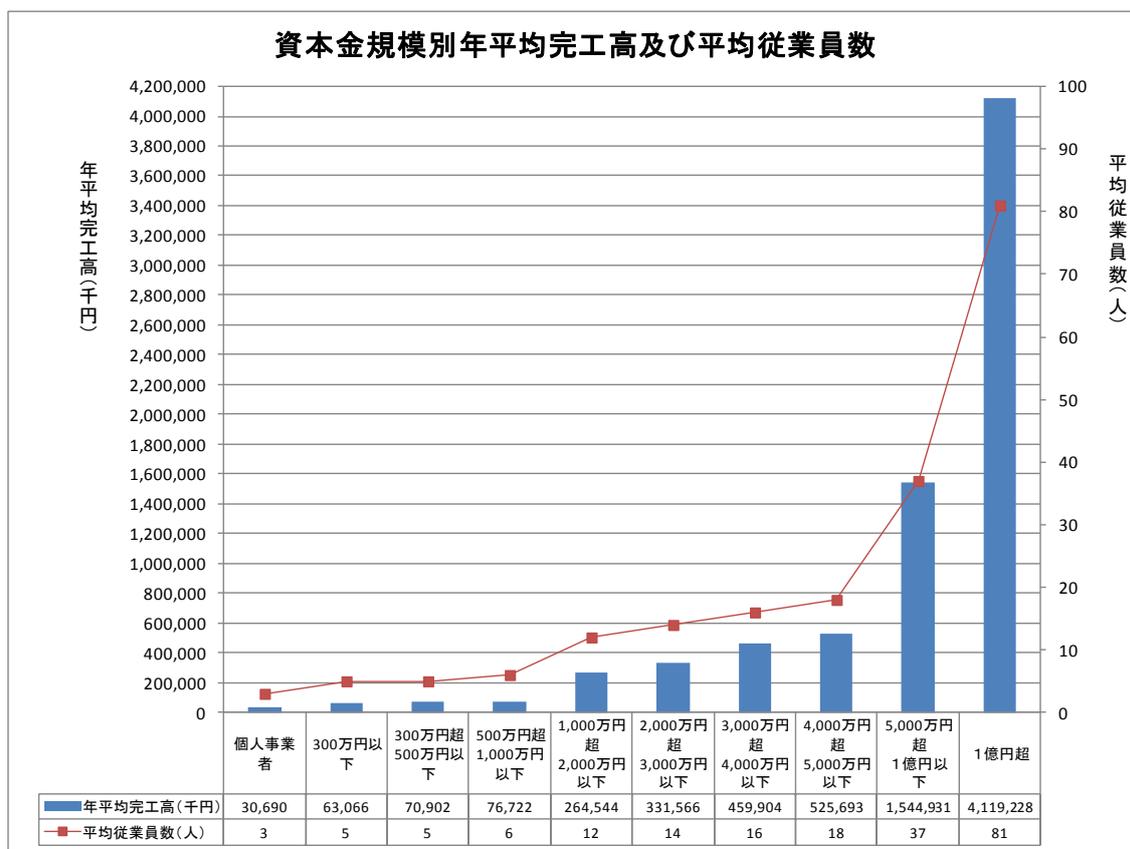
高知県の建設業許可業者数と、そこに働く就業者数の推移を見ると、建設業許可業者数が、平成12年度の3,955社に対し平成22年度は3,348社と、10年間で84.7%に減少しているのに比べ、国勢調査を元にした建設業就業者数は10年間で58.9%にまで減少しており、1許可業者当たりの平均就業者数は12名から8.3名に減少していることとなり、建設業者の小規模化が進んでいる。



#### 4. 県内建設業者の状況

平成25年度における高知県の入札参加資格(土木一式工事)を持つ事業者(全921事業者)の、資本金規模別の年平均完成工事高と平均従業員数について見ると以下のとおり、資本金規模が大きくなるに従って、完工高及び従業員数ともに多くなる傾向となっている。

特に資本金が1,000万円、5,000万円及び1億円を超えたところで、完工高及び従業員数ともに特に大きく増加する傾向となっている。



#### ※備考

- 各資本金規模別の該当事業者数

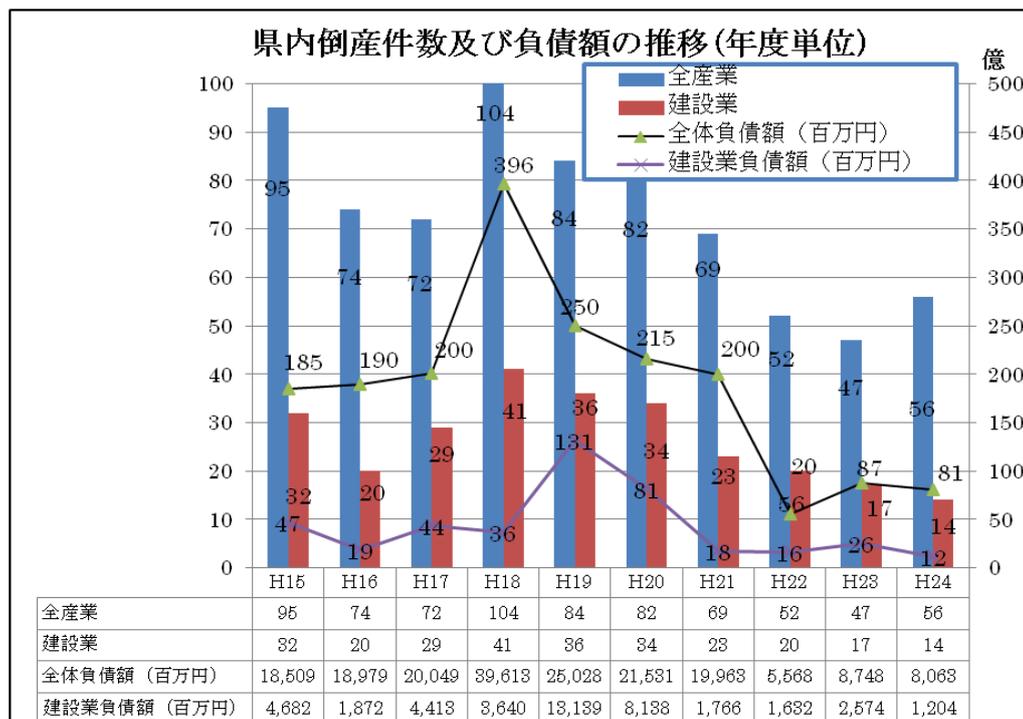
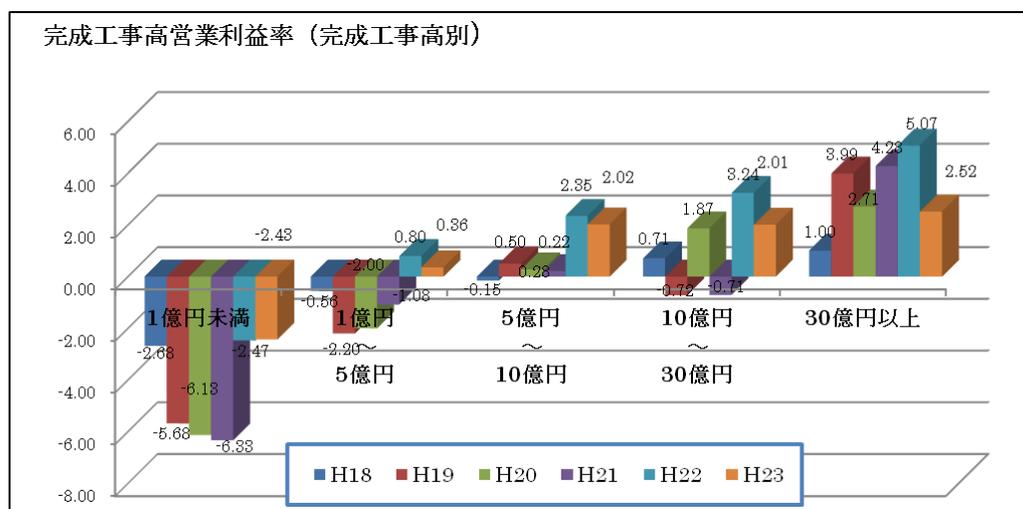
資本金規模	個人事業者	300万円以下	300万円超 500万円以下	500万円超 1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超 3,000万円以下	3,000万円超 4,000万円以下	4,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超	合計
該当事業者数	65	115	139	158	247	130	24	22	16	5	921

- 数字は、平成25年度の高知県入札参加資格審査申請書による  
年平均完工高は建設業者の各事業年度毎の完工高の2年間又は3年間の平均値

## 5. 県内建設業者の経営状況

県内建設業の経営指標を見てみると、西日本建設業保証会社の資料によれば、建設業者の完成工事高別に、完成工事高営業利益率をみると、完成工事高の低い建設業者ほど営業利益率も低く、1億円未満の建設業者においては総じてマイナスとなっている。

また、県内倒産件数及び負債額の推移をみると、平成18年頃が高くなっており、県内大手建設業者の倒産があった時期と重なっている。



## II 地域防災力を維持・確保していくための方策について

冒頭で述べたように、地域防災力を維持・確保していくための方策を検討するにあたっては、次のような2つの視点を大きな枠組みとして検討を行った。

一つは、実際に災害が発生した際に、行政機関と建設業界が連携して迅速に対応するための仕組みを事前に整備しておくという視点である。

もう一つは、いかに仕組みを整備しても、その地域に建設業者がいなければ、応急対応や復旧などが行えないことから、実働を担う建設業者を確保するという視点である。

その枠組みの下、以下のような課題について個々に検討を行った。

### 1. 行政と建設業との連携の強化

#### ① 災害時の対応を迅速かつ的確に行うための方策

ア 行政と建設業の役割分担の明確化

イ 作業の優先順位

ウ 発注方法のあり方

エ 連絡体制の構築

オ 通信手段の確保

カ 重機、資材の確保

#### ② 建設業者の災害対応力の向上のための方策

ア 災害協定に基づく合同訓練

イ 重機リース会社との提携

ウ 他県の建設業者との連携

エ 建設業者のBCPの策定促進

### 2. 地域をよく知る建設業者の確保

#### ① 経営安定化のための方策

ア 地域に貢献する企業の評価

イ 新たな入札契約方法

ウ 事前防災・減災に対応した企業のあり方

エ 新分野への進出

オ 業界再編の動向

#### ② マンパワーを確保するための方策

ア 若年入職者の確保

イ 雇用環境の改善に取り組む建設業者の評価

ウ 通年発注できる仕組みづくり

## 1. 行政と建設業との連携の強化

災害発生時に迅速に応急・復旧対応を行うためには、行政機関と建設業界が連携し、事前にその仕組みを整備し、より一層強化していくことが必要である。

### ① 災害時の対応を迅速かつ的確に行うための方策

#### ア 行政と建設業の役割分担の明確化

##### 【課題】

県と建設業界の防災協定が機能するために、それぞれの具体的な役割を整理・明確化し、運用していくための方策が必要である。

##### 【現状】

高知県においては、既に建設業団体との間で大規模災害発生時における防災協定を締結している。

初動における災害対応の役割分担は大きく分けると以下のように考えると考えられるが、その協定が十分に機能するためには、それぞれの具体的な役割を整理・明確化し運用していくための方策を検討することが必要である。

災害対応体制の確保	県・建設業界
土木施設被災状況の把握	県・建設業界
応急復旧の実施	
応急復旧とその優先順位を決定	県
応急復旧の実施	建設業界
道路や港などの交通路の啓開作業	
啓開作業の優先順位の決定	県
啓開作業の実施	建設業界

##### 【提言】

- 県と建設業界それぞれが、事業継続計画（BCP）を策定し自らの役割を整理することが必要となる。そして、防災協定によって、その役割分担を明確化したうえで、合同訓練の積み重ねにより、その認識を浸透させていくことが必要
- 県と建設業界のBCPをリンクさせ、実際に有効に働くものとなるよう、県の災害対応体制や復旧目標などの情報が建設業界にうまく伝わり、BCP策定に活かされるよう留意が必要

【資料編】協定に対する評価について（P. 1）

## イ 作業の優先順位

### 【課題】

大規模災害時には、道路啓開等の様々な災害対応が必要となるが、国・県・市町村等が個別に、業界団体や個別企業に対し要請が行われると混乱を招くことから、予め優先順位や指示体制の明確化が必要である。

行政機関同士の連絡調整を強化し、情報の一元化、整合の取れた統一的な指示が行える指揮命令系統を構築することが必要である。

### 【現状】

土木学会の行ったアンケートによれば、東日本大震災においては、実際に、複数のインフラ管理者からの要請が重なったという企業があり、優先順位付けが困難であったという例もあったようである。

例えば、高知県の道路啓開においては、優先啓開ルートを選定を行っており、次は、土木事務所別に道路啓開計画を策定していくこととしている。

### 【提言】

- 国・県・市町村等の間で災害対応の優先順位を整理し、これまで以上に連携して取り組んでいくことが必要
- 実際の災害では、その被害状況によって柔軟に対応することが必要であり、事前に計画した優先順位が必ずしも有効であるとは限らず、優先順位の整理に当たっては、現場での臨機応変な判断が出来るよう配慮することも必要

### 【資料編】 高知県の道路啓開における取り組み（P. 2）

## ウ 発注方法のあり方

### 【課題】

災害時に、建設事業者が緊急を要する作業に迅速に着手できる発注方法や支払方法が必要である。

### 【現状】

現在、高知県においては、災害時に直ちに対応しなければ県民の生命や財産に危険が及ぶような緊急応急工事が発生した場合には、通常事務の例外措置として、緊急工事発注依頼書を使用し迅速に発注する仕組みとなっている。

支払いにおいても、東日本大震災においては、国土交通省から工事請負契約書の取り交わし前でも迅速に前金払いが出来るように取り扱い通知が行われており、今後の大規模災害においても同様の取り扱いが期待される。

### 【提言】

- 発災時に建設業者から行政側に情報連絡がつかない状況でも、緊急に作業することが必要と判断される場合の発注事務手続きや、緊急時の事務処理全般の簡素化について検討していくことも必要
- 大規模災害時の混乱時において、行政機関が十分に機能を発揮できない場合などに、業界団体に発注を一括で委託する仕組みも考えられるが、受け手となる業界団体の体制など、慎重な検討が必要

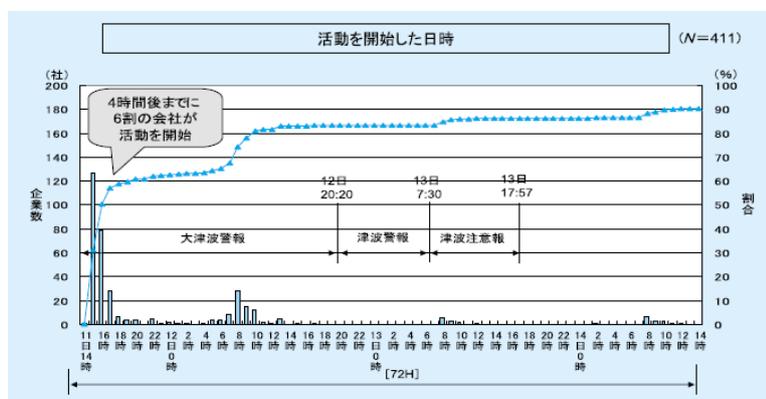
## エ 連絡体制の構築

### 【課題】

被災情報の収集や作業指示等を迅速に行えるよう、県と建設業界、またそれぞれの組織内部での連絡体制の構築が重要である。

### 【現状】

国土交通省東北地方整備局が行ったアンケート調査では、東日本大震災において、3月18日までに活動を開始した地元建設企業のうち、6割が発災後4時間以内に活動を開始したとされており、事前の連絡体制を構築し、発災後の迅速な災害対応体制の立ち上げが必要と言える。



現在、高知県では、平成23年度中に全12（土木）事務所でBCPを策定済みであり、発災後速やかに職員の安否確認を行なえるよう確認体制を整理している。

また、業界団体である一般社団法人高知県建設業協会においても、今後、協会のBCP策定に向けた検討を予定している。

個々の建設業者における連絡体制の構築の取り組みに関連して、高知県においては、「高知県建設業BCP認定制度」を平成24年度に策定し、災害時に主要な役割を果たすことが期待される高知県入札参加資格で土木一式A・B等級にある建設業者を対象として、BCPの策定を促進している。

### 【提言】

- 建設業協会をはじめとする業界団体は、大規模災害時の防災協定の主体となっており、東日本大震災においても大きな役割を担っていたことから、しっかりとした連絡体制を構築することが必要
- 県においても、そのための支援・協力を行っていくことが必要

【資料編】高知県建設業BCP認定審査要領（抜粋）（P. 4）

## オ 通信手段の確保

### 【課題】

大規模災害時には、電話、FAX、メール、インターネットなど多くの通信手段が長期間遮断されることを前提に、県と建設業界の確実な通信手段の確保が必要である。

### 【現状】

高知県では、県、市町村、県出先機関、防災関係機関との間を結ぶ防災行政無線のほか、衛星携帯電話26台を導入し、本庁のほか、全12（土木）事務所とダムに配置している。

一方、業界団体である一般社団法人高知県建設業協会においても、平成24年度に15台の衛星携帯電話を導入しており、協会本部のほか各支部に配置しており、県との間で、衛星携帯電話を用いた合同訓練を実施している。

### 【提言】

- 災害時に有効な衛星携帯電話については、県と建設業界ともに、引き続き、実戦的な訓練に取り組み、機材を常時準備しておくとともに、その必要台数も含め効果的な利用についての検討も必要
- ツイッターやソーシャルネットワークサービスといった手段は、衛星携帯電話ほど大規模災害への適応性は無いが、一対一の使用ではなく、複数で情報が同時に共有できるという利点があり、災害時の活用について検討することも必要

### 【資料編】 衛星携帯電話の保有状況（P. 3）

## カ 重機、資材の確保

### 【課題】

道路網が寸断された状態で、活用できる重機や資材の所在や数量を把握することが必要である。

### 【現状】

建設機械すなわち重機が災害の応急・復旧において大きな役割を果たしていることは疑いの無い事実である。

そのため、建設業の経営事項審査においても、防災力の確保の観点から建設機械に対して加点が行われているほか、高知県では競争入札の総合評価方式においても加点を行い、重機保有に対する評価を行っている。

その重機や資材を、災害時に有効に利用するためには、重機や資材の保有状況を把握しておくことが重要である。

一般社団法人高知県建設業協会においては、災害情報共有システムとして資機材情報の管理を行っている。

また、災害時に使用できる重機や機材の備蓄について、既に、高知市における長期浸水対策として、「南海地震長期浸水対策検討会」において資機材の備蓄などについて検討の取りまとめが行われ、引き続き「高知県・高知市南海トラフ巨大地震対策連絡会議」において検討が継続されており、大いに参考となる。

### 【提言】

- 大規模災害発生後の応急・復旧に役立つ重機や資材の把握手段の検討や、瓦礫の撤去などにおいて必要となる、通常の工事で使用しない種類の重機のアタッチメントの情報整理も必要
- 重機だけでなく、それを操作できるオペレータの確保も課題であり、建設業を担う人材確保・育成と併せて取り組んでいくことが必要

**【資料編】** 経営事項審査・入札参加資格審査・総合評価方式の評価の概要  
(P. 5～7)

## ② 建設業者の災害対応力の向上のための方策

### ア 災害協定に基づく合同訓練

#### 【課題】

県と建設業界が合同で防災訓練を実施することにより防災意識の向上と役割分担・作業手順の意識づけを図ることが必要である。

#### 【現状】

高知県の各土木事務所においては、毎年震災対策訓練を行っており、その中で高知県建設業協会と共にGPS携帯電話を用いた災害情報共有システムの合同訓練も行っている。

東日本大震災においても、事前の対応計画と訓練が役立ったとされており、土木学会の取りまとめた「東日本大震災の災害対応マネジメント」によれば、「福島県では、BCPは策定のための検討途上であったが、登庁困難者を想定した「3日間の行動指針」を策定するとともに、ロールプレイング訓練を行っていたことで一定の成果があったと語っている」としている。

#### 【提言】

- 一方的な情報提供だけの訓練にならないよう、実際の災害時を想定して情報の提供、応答を行うなど、県と建設業界において、より実戦的な取組みが必要
- 現在行っている訓練の効果を検証し、県と建設業界それぞれの役割分担・作業手順の意識づけに効果的な訓練となるよう取り組んでいくことが必要

## イ 重機リース会社との提携

### 【課題】

建設業者の保有する重機が使用できない場合に、リース会社が保有する重機の活用についても検討が必要である。

### 【現状】

大規模災害時には重機が大きな役割を果たすことになる。しかし、災害によって建設事業者自身が被災し、企業の保有する重機が使用できない場合も想定されことから、リース会社が保有する重機の利用を検討することが必要である。

また、青森県と青森県建設機械レンタル協会青森支部との間で協定を締結している例や、「東日本大震災の災害対応マネジメント」によれば陸前高田市において建設業協会が一括してリース会社と契約し重機を確保した例もある。

### 【提言】

- 建設業界において、発災時に重機利用の点から、リース業界とどのような連携が出来るのかなどの検討をすることも必要
- 併せて南海トラフ地震においては、高知県内の多くの地域が津波により浸水することが想定されており、県内リース会社が被災することも考えられるため、県外リース会社との情報交換も必要

## ウ 他県の建設業者との連携

### 【課題】

大規模災害時には、応急復旧に必要な物資や資機材の提供等の支援が必要となることから他県の建設業協会との連携が必要である。

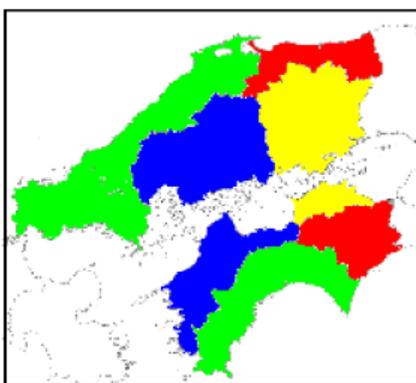
### 【現状】

高知県においては中国・四国9県の間で大規模災害時の相互支援体制について平成23年11月に基本合意書が締結され、平成24年3月には、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」が締結されており、島根県、山口県と相互支援体制のグループとなっている。

### 【提言】

- 県の取り組みと同様に、建設業界においても、大規模災害時を想定して、他県の建設業界との提携を行っていくことも検討すべき
- 通常の災害時においても、両方で連絡を取り合っていくことが、大規模災害時の連携にも有効

※参考：相互支援体制の各グループ



	構成県
グループ1(赤色)	鳥取県、徳島県
グループ2(黄色)	岡山県、香川県
グループ3(青色)	広島県、愛媛県
グループ4(緑色)	島根県、山口県、高知県

## エ 建設業者のBCPの策定促進

### 【課題】

建設業者のBCP策定の促進が必要である。  
防災への取組が認められる企業を評価していくことが必要である。

### 【現状】

先に述べたように、個々の建設業者におけるBCP策定を促進していくことは、建設業者の役割を整理する上でも、連絡体制を構築していく上でも重要である。

高知県においては、「高知県建設業BCP認定制度」を平成24年度に策定しBCP策定の促進に取り組んでいる。

この制度は、災害時に主要な役割を果たすことが期待される高知県入札参加資格で土木一式A・B等級にある建設業者を対象として、被害想定や災害時の対応体制、事業継続計画の課題とその改善計画等を審査し認定している。

認定を受けた建設業者は、高知県では総合評価方式の一般競争入札において加点をおこなっている。

平成25年10月現在の認定企業は101者で、対象となる土木一式A・B等級の事業者253者に対して、国土交通省四国地方整備局がおこなっている「四国建設業BCP等審査会」の認定企業も含めると137者、54.2%が認定を受けていることとなり、今後も100%に向けて引き続き認定を行っていく予定となっている。

BCP策定以外でも、防災活動に積極的に取り組んでいる建設業者に対する評価については、建設業法に基づき行われる経営事項審査において防災協定の締結について加点を行っているほか、入札参加資格審査において、県の要請による災害復旧工事への貢献等の災害協力に対する加点、総合評価方式の一般競争入札における消防団への加入や消防団協力事業所表示制度の認定に対する加点をおこなっている。

国土交通省東北地方整備局が行ったアンケート調査では、東日本大震災においてスピーディーな活動を可能とした要因として、「建設機械を自社又は協力会社で保有している」、「建設機械オペレータが自社又は協力会社に所属している」とする回答が多かったことは参考になろう。

- ・建設機械オペレータの所属は、「自社+協力会社の従業員」が9割以上。
- ・建設機械の所属は、「自社+協力会社保有」が7割。

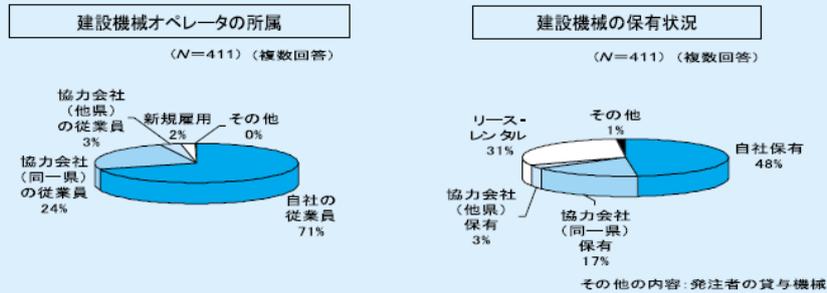


図-2 建設機械オペレータの所属および建設機械の保有

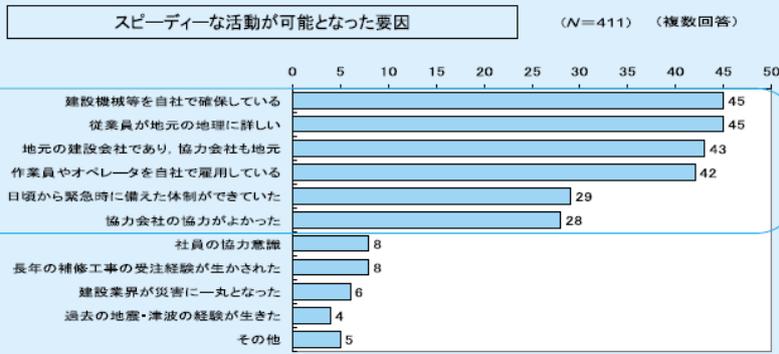


図-3 活動可能であった要因

### 【提言】

- 実効性のあるBCPを認定していける人材の育成も必要
- 現在の認定制度で対象としていない小規模な建設業者にまで対象範囲を広げることについてはマイナス要因が大きい
- 災害対応のスキルアップ等に取り組む企業や直営部隊を有する企業に対する評価も検討し、インセンティブを与えていくことも必要
- 技能労働者等の人材を直接雇用しない代わりに協力会社で対応する場合など、企業の経営戦略にも関わる点もあり慎重な検討が必要
- BCP策定に盛り込まれている内容については、重複して評価すべきものかどうかにも注意が必要

### 【資料編】高知県建設業BCP認定審査要領（抜粋）（P. 4）

## 2. 地域をよく知る建設業者の確保

いざという時に素早く対応するためには、インフラや地質などその地域の状況を熟知していることが必要である。

また、円滑な作業を行うためには、地域住民との日頃からのコミュニケーションを通じて地域の信頼を得ていることも重要である。

災害発生時に迅速に応急・復旧対応を行うためには、こういった地域をよく知る建設業者を維持・確保していくことが不可欠である。

### ① 経営安定化のための方策

#### ア 地域に貢献する企業の評価

##### 【課題】

公共投資の縮小傾向の中で、今後とも地域防災力を担うことのできる建設業者を確保していくためには、地域に貢献し、地域に必要とされる建設業者を適正に評価し、受注機会を確保することで、安定的に経営していける環境を整備することが必要である。

##### 【現状】

現在、高知県においては、BCP策定以外の防災への取り組みとして先に述べた災害復旧工事への貢献や、消防団協力事業所表示制度の認定を評価しているほか、入札参加資格審査や総合評価方式の一般競争入札において、県の道路清掃等（ロードボランティア）や海岸緊急清掃（ビーチボランティア）での活動を加点し、また入札参加資格審査において、県産品の使用などを加点して評価している。

##### 【提言】

- 今後は、高知県における現在の評価状況を踏まえ、地域への貢献として評価すべき項目やその基準等について検討することが必要
- 地域防災力の確保という点からは、地域内雇用に取り組んでいる企業や、地域防災に役立つ重機保有への評価なども考えられるが、検討に際しては、評価を受けるための活動が建設業者の過度の負担となってしまう、本来の地域防災力の発揮の支障になってしまうことのないよう注意も必要

## 【補足意見】

今回の地域防災力に絞った検討とは少し趣きが異なるため提言には盛り込めなかったが、貴重な意見として紹介させていただきたい。

『発注者にも「幸せを知る県、高知県（幸知県）の実現に資する事業」を立案し、実施するという新しい「発注者責任」というものが求められているのではないか。そういう豊かで幸せな日常を作っていたあかつきに、防災という非日常のあり方も初めて検討できるのではないか。

これからは地域の付加価値を上げていく事も建設業界の大事な役割なのではないだろうか。その時に、利用者や住民と一緒に、地域のビジョンを考え、それを実現する事業を考えていく。そこに、建設業界も一緒に考えていけば、それは幸知県の実現に貢献できるのではないか。

「幸知県の実現に資する事業」に若者が参画できれば、生きがいにも繋がっていくのではないのか。そういう意味で「地域の人々と建設業者が共に企画・立案できる事業」というものが必要なのではないか。』

## イ 新たな入札契約方法

### 【課題】

地域をよく知る建設業者の受注機会の確保を図るためには、地域の実情に配慮した発注方法や新たな入札契約方法も必要である。

### 【現状】

高知県での総合評価方式の一般競争入札においては、地域要件として、本店、営業所といった地域内拠点の有無を評価するとともに、一般競争入札に参加できる事業者の地域の範囲を、工事内容等に応じて設定している。

また、新たな入札契約方法については、現在、国土交通省において検討が開始されており、その動向を注視することが必要である。

平成23年には、社会資本の維持管理や除雪、災害応急対応などの地域維持事業において、担い手確保が困難となる恐れがある場合には、地域の実情を踏まえ、地域JVの活用を含む包括発注を活用することとする入札契約適正化指針が示されており、複数年の契約や包括的な契約を行うことで、雇用や経営の安定化を図ることが可能とされている。

### 【提言】

- 高知県における地域要件の運用にあたっては、地域の建設業者の受注機会の確保に配慮し、地域を限定して運用することが、地域防災力の維持・確保には有効であるが、競争性の確保のために地域要件を広く運用するという問題との均衡についても留意すべき
- 地域JVを含む包括発注については、一定の大きさの発注規模が必要であるが、その場合、地域をよく知る建設業者の受注機会の減や、きめ細かな対応についても配慮し検討すべき

## ウ 事前防災・減災に対応した企業のあり方

### 【課題】

社会資本の維持管理・更新といった事前防災・減災に資する分野は、今後とも重要性が見込まれるものである。

経営安定化のために、そういった分野に対応した新たな技術習得等に取り組む建設業者への評価や支援も必要である。

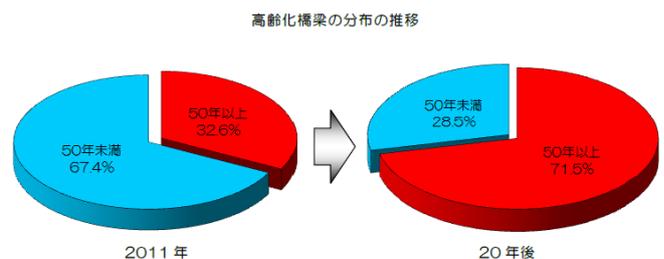
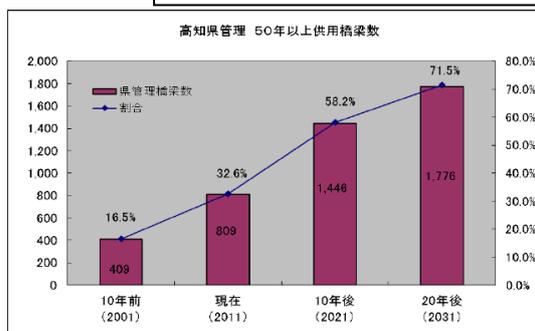
### 【現状】

高度成長期に大量に整備された道路、河川、下水、港湾等について、社会資本全体の老朽化が急速に進行することが想定されており、それらの維持管理・更新のためには、長寿命化に係る技術開発などの取り組みの推進が必要である。

現在、高知県においては、県主催による土木工事の技術研修会を開催し、建設業者の技術習得への支援を行っているほか、入札参加資格審査において特許・実用新案を取得している企業に対して加点を行っている。

また、高知県モデル発注制度により、官公庁での受注実績を作るための支援も行っている。この制度は、県内に本社又は工場を有する中小企業者が開発・提供する技術を、県が発注可能な製品として登録し、県の機関が適時発注を行うものである。

高知県橋梁長寿命化修繕計画（平成24年4月版）より抜粋



### 【提言】

- 建設業者の事前防災・減災事業に対応した設備投資や、維持管理技術習得に向けた取り組みを促進していくためにも、県営施設等で今後必要となる維持管理・更新について、今後の見通しも含め、積極的に情報提供を行い、建設業者の経営の見通しを立てやすくしていくことが必要
- 新たな維持管理・更新に関する技術や工法などの情報提供・技術研修等を推進するとともに、点検技術者の増員に向けて取り組みことも必要

## エ 新分野への進出

### 【課題】

公共事業の減少などにより経営環境が悪化する中で、新分野へ進出することも、経営基盤の強化策として支援していくことが必要である。

### 【現状】

高知県においては、建設業の発注量が減少する中、県の各部局が連携して建設業から新分野に進出を希望する企業に対し、国の支援制度も活用する中で支援を実施してきた。

この結果、農業や林業など担い手が不足する分野に多くの企業が挑戦しているが、平成23年3月に取りまとめたアンケートでは、利益が上がっている・採算がとれているとする企業が、30.6%にとどまっているように新分野進出は、リスクもあり厳しい状況が続いている。

このため商工労働部が中心となって産業振興センターや関係部局と連携し「新分野進出セミナー」や「視察勉強会」を開催しているほか、産業振興センターでは、新分野進出を目指す企業や自社の独自技術等を高度化する企業に対し「こうち産業振興基金」を活用した支援や「建設業新分野進出アドバイザー」による企業訪問等による支援を行っている。また、産業推進部の地域振興監が地域での相談窓口となっている。

一方、国土交通省においても「建設業のための経営戦略アドバイザー事業」として、国土交通省地方整備局等に経営戦略相談窓口を設置し、各分野の専門家から構成される「建設業経営戦略アドバイザー」によるアドバイスを実施している。

新分野進出の状況については、平成23年3月に取りまとめた建設業新分野進出実態調査において、県内建設業者1,227社から回答があり以下のような結果となっている。

### 【調査結果】

- 新分野に進出した企業…160社
- 新分野進出にあたっての課題…資金と情報の不足が目立つ傾向
- 進出済み分野…農業42社（26.3%）サービス業37社（23.1%）
- 新分野進出事業の状況
  - 利益が上がっている・採算が取れている企業 49社（30.6%）
  - 採算が取れない、損失が出ている企業 20社（12.5%）
  - 売上が上がる段階でないとする企業 41社（25.6%）

**【提言】**

- 新分野進出にあたっては、進出してもすぐに売上げが上がるわけではなく、引き続き行政による情報発信、個別支援と実情の把握を行っていくことが必要
- 平成25年度に行う新分野進出実態調査により現状や経営課題を把握し、現在の支援策の検証や効果的な運用につなげていくことが必要
- 公共事業においては、年度当初の4月～6月にかけての発注が少ないという課題もあり、そういった時期を埋めることの出来る分野への進出というものの検討も効果的

**【資料編】** 建設業新分野進出実態調査結果（抜粋）（P. 8）

## オ 業界再編の動向

### 【課題】

現在の建設業界を取り巻く環境から、今後の業界再編の促進について検討することが必要である。

### 【現状】

先にも述べたように、高知県内の公共事業費は、平成10年度から平成24年度にかけて31.9%にまで減少している。

高知県の建設業許可業者数は、ピークであった平成12年度から平成25年度にかけて75.5%の減少にとどまっているが、就業者数で見ると平成12年度に比べ平成22年度にかけて58.9%にまで減少している。このため、建設業者の小規模化が進んでいると考えられる。

このことは、建設業者間の競争が激しくなっていることを物語っている。

今後、競争の中で生き残っていくために、やはり建設業者の経営の安定化が必要であろう。

その方策の一つとして、合併や協業化等による経営力の強化が挙げられよう。

合併や協業化等については、高知県においても入札参加資格審査において、総合点数へ加算を行うなどの特例措置を設けており、その促進を図っている。

また、こうち産業基金の支援メニューでも合併や協業化等の場合に上乘せした支援を実施することとしている。加えて、平成25年度に実施した建設業新分野進出セミナーでは、合併や協業化等についての講演を実施したが、これまでの取り組みでの事例は多くはない。

また、国土交通省が取りまとめた「建設産業の再生と発展のための方策2011」においては、建設産業の過剰供給構造は、地域企業の疲弊や雇用環境の悪化などの問題を引き起こしており、これらの問題の解消に資する効果的な取組の一つとして、保険未加入の企業、技術者の不適正配置を行っている企業等、不良不適格業者の排除が挙げられており、雇用環境の改善という問題と関連して対応していくことが必要である。

### 【提言】

○合併や協業化等が進まないことの課題把握を行うとともに、安定的な経営のために効果的な支援を検討していくことが必要

## ② マンパワーを確保するための方策

### ア 若年入職者の確保

#### 【課題】

今後、建設業を担う人材を継続的に確保するために、若年入職者を確保することが必要である。

#### 【現状】

先にも述べたように、県内建設業就業者の状況は就業者数の減少とともに、高齢化が進展しており、平成12年度と平成22年度を比較すると、平均年齢は45.0歳から48.8歳となり、34歳以下の若年労働者の割合も27.5%から17.8%と低下している。

そのため、このままでは熟練工から若手への技能承継が出来ず、将来の建設業自体の存続が危ぶまれ、近い将来、災害対応やインフラの維持・管理にも支障を生じることが懸念される状況であり、建設業を担う人材を継続的に確保するために、若年入職者を確保するための方策を検討することが必要である。

高知県においては、建設業を含む地域産業全体の人材育成として、高等学校等、産業界と行政が連携して取り組みを行うとともに、県立高等技術学校による職業訓練を行っている。

国においても、国土交通省と厚生労働省が連携して、「人材確保」「人材育成」「人材移動の円滑化」の対策を実施しているところである。

建設業界においても、工業高校等の生徒に対する現場実習や現場見学会を開催するなど、建設業界への理解を深める取り組みを行っている。

一方、高知県建設系教育協議会のように、高知県の高等学校、高等専門学校、大学に属する建設系教員が連携し、社会に求められる建設技術と、人材の教育・育成を目指すための取り組みの例もある。

その一方で、厚生労働省の調査では、就職後3年以内の離職率について、建設業は製造業の2倍弱になるとの資料もあり、入職者の確保だけでなく、雇用環境の改善などの、定着に向けた取り組みも必要である。

## 【提言】

- 若年入職者を確保していくためには、行政、建設業界、教育機関が連携して、建設業が社会を支える基幹産業であり、やりがいのある業界だという魅力発信に取り組むことが必要
- 建設業界は男性の職場であるというイメージが強いが、女性が建設業界を目指すことも多くなっていると言われており、女性にも目を向けてもらえる広報という視点も必要
- 行政、建設業界、教育機関が連携し、小さい頃から防災・減災に関わる建設業の魅力を伝えていく取り組みも必要
- 広報にあたっては、今後、国における戦略的広報の議論も注視しながら、効果的な広報を検討していくことが必要
- 入職者の確保だけでなく、雇用環境の改善など、建設業に長く定着してもらうための取り組みも、行政と建設業界が連携して行っていくことが必要

## イ 雇用環境の改善に取り組む建設業者の評価

### 【課題】

技術を持った労働者が継続的に働けるよう、労働福祉の向上や技術者のスキルアップ等に向けて取り組んでいる企業を支援することが必要である。

### 【現状】

建設業界の人材確保に当たっては、労働者の雇用環境の整備も重要である。

日本建設産業職員労働組合協議会が実施したアンケートを見ると、建設業から転職を考える組合員は20代で約4割に及ぶとされており、その中では、建設業に魅力を感じない理由として、「長時間労働」と「低賃金」が上位にあり、長時間労働の理由として「仕事が多い」、「配置人員が少ない」、「発注者むけ書類が多い」といった回答が多くなっている。

現在、高知県では、建設業における経営事項審査において、労働福祉の向上として、社会保険等の未加入事業者を減点するとともに、建設業退職金共済制度や法定外労働災害補償制度等への加入に対し加点を行っている。

また、入札参加資格審査において、建設業労働災害防止協会への加入に加点を行う一方、技術者のスキルアップとして、土木施工管理技士会の継続学習制度への加点を行っている。総合評価方式の一般競争入札においても、継続学習制度への加点を行っている。

国土交通省においては、社会保険未加入対策として、平成29年度には社会保険に加入していない建設業者を公共工事の下請けから排除する指針を示すとともに、平成25年度には、公共工事労務単価を全国平均で対前年度比15.1%増と引き上げを行っている。

また、優れた技能労働者や若者を雇用・育成し施工力のある専門工事業者等が、発注者や元請企業に適正に評価されるよう制度の検討を行っているとされている。

### 【提言】

- 高知県での入札参加資格審査や総合評価方式による一般競争入札における評価項目の追加や現在の評価点の見直しなど、雇用環境の改善に取り組む建設業者に対する支援策の検討が必要
- 長時間労働や低賃金といった課題についても、行政と建設業界が連携して改善に向けた取り組みを行っていくことが必要

【資料編】経営事項審査・入札参加資格審査・総合評価方式の評価の概要（P. 5～7）

ウ 通年発注できる仕組みづくり

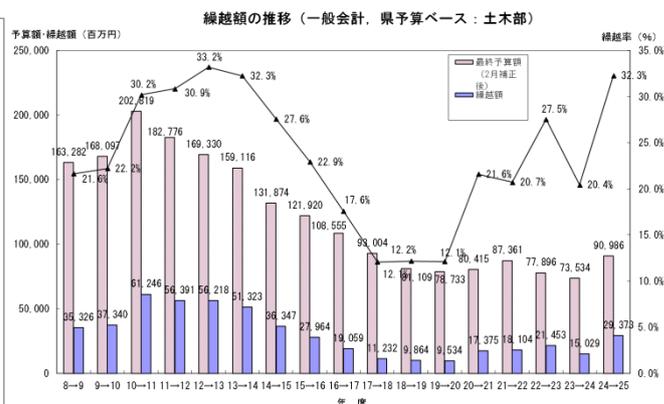
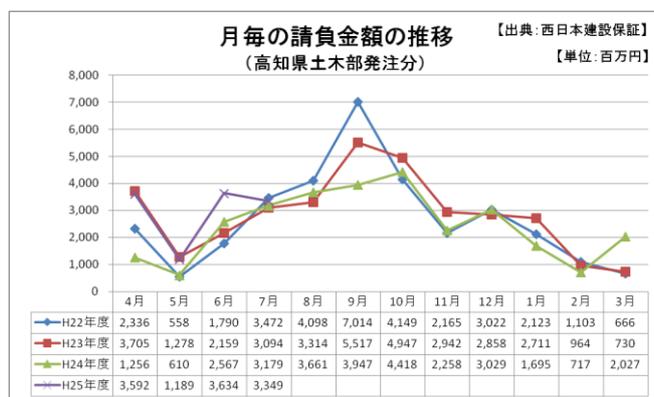
【課題】

公共事業については、4月～6月に発注が少なく、仕事が少ない端境期となっており、技術者や技能労働者を継続して雇用することが難しいという声が多い。建設業に従事する技術者等の安定的な雇用を確保するため、業務の平準化が必要である。

【現状】

地方公共団体の会計制度における単年度予算主義という原則や、交付金を含む国庫補助事業における申請手続き、発注までの事務作業などから、実際、年度当初の発注は少なく、7月から10月にかけての4ヶ月間が多くなる傾向となっている。

また、年度途中の国補正予算に伴う事業の場合など、単年度予算主義の例外である翌年度への繰り越しを行う工事もあり、高知県においては、未契約繰越分は出来る限り翌年度の早期に発注することとしている。



(注) 西日本建設業保証㈱が保証契約を締結した請負工事に限る。  
保証契約締結日を元にしており、実際の請負契約締結日と間に概ね半月程度のずれが生じる。

【提言】

- 高知県においては、現状においても、発注計画を立てて実行しているが、出来るだけ発注の少ない期間を短くするための努力が必要
- 特に県単独事業については、国への交付申請手続きが必要ないこともあり、早期発注に努力することが必要
- 年度当初に限らず、切れ目のない発注を行っていくべき

### Ⅲ 今後求められる建設業者の将来像

地域防災力の維持・確保という観点から、地域をよく知る建設業者の確保について検討を行ってきた。

では、今後求められる建設業者の将来像とはどのようなものであろうか。

地域防災力の要として、地域の基幹産業として、次の五つの条件を満たす建設業者が求められているのではないだろうか。

- ①高い経営管理能力を持ち、収支管理も確実にこなしている。
- ②高い施工力・技術力を維持・強化し、品質の高い社会資本を整備している。
- ③技術者や技能労働者を地域で雇用し、育成している。
- ④重機をはじめとする資機材を保有し、災害に速やかに対応できる。
- ⑤地域を熟知し、行政と連携して災害対応等に積極的に取り組んでいる。

今後、高知県においても、こういった建設業者が、厳しい経営環境の中でも健全に経営して行けるよう、支援を行っていくことが必要であろう。

## おわりに

本検討委員会では、地域防災力としての建設業を維持・確保していくための課題とその対策について検討を行ってきた。

今回の検討においては、その課題と対策について、網羅的に整理することが出来たのではないかと考えている。

それぞれの課題は、全国的な問題でもあり、既に国等において対策の検討に乗り出しているものも多いが、解決のための具体策については、個別の課題毎に引き続き検討を行っていくことが必要であろう。

行政には、本報告書をしっかりと受け止め、課題解決に向けて、建設業界や関係機関と連携し、これまで以上になお一層の取り組みを行っていただきたい。

また、建設業界においても、自らが取り組むべき課題をしっかりと自覚し、地域防災における役割をしっかりと果たすことが出来るよう、取り組んでいただきたい。

大規模災害時における県民の安全・安心を確保していくため、今後の行政と業界における具体的な取り組みに、本報告書がその一助となることを切に願いたい。

## 高知県地域防災力維持確保対策検討委員会日程

- (1) 第1回（平成24年8月6日）
  - ・建設業を取り巻く環境の変化等について
  - ・検討委員会の進め方について
  
- (2) 第2回（平成25年6月12日）
  - ・県内建設業を取り巻く状況等について
  - ・前回の議論整理と建設業活性化への方向性について
  - ・検討委員会の今後の議論の方向性について
  
- (3) 第3回（平成25年7月31日）
  - ・行政と建設業との連携の強化策の検討
  
- (4) 第4回（平成25年8月28日）
  - ・地域をよく知る建設業者の確保策の検討
  
- (5) 第5回（平成25年10月28日）
  - ・全体を通じた検討
  
- (6) 第6回（平成25年11月15日）
  - ・報告書の取りまとめ